

子育て教育

妊娠・出産



妊娠に関する相談（妊娠届・ゆりかご調布面接、もうすぐママパパ教室（いずれも予約制））

健診・子どもの健康相談

健診、子どもの健康相談、子育て教室・相談（こども歯科相談室、7か月から9か月児のもぐもぐ離乳食講座）など



詳細は市HPをご確認ください。

問子ども家庭センター ☎042-441-6081

令和7年度児童手当・児童育成手当の現況届（年度更新届）の受け付け

5月31日(土)以降、手続きが必要な方へ現況届を送付します。期限までに提出がないと、手当の支給を保留

します。

問 6月30日(月)（必着）までに直接または郵送で〒182-8511市役所3階子ども育成課 ☎042-481-7093。児童手当はマイナポータルで電子申請可（要マイナンバーカード）

シルバー児童学習教室（追加募集）

問 令和7年6月～令和8年3月

①下石原教室

水曜日：5年生算数、6年生国語

金曜日：5年生国語、6年生算数

所 下石原地域福祉センター

②調布ヶ丘教室

火曜日：5年生算数、6年生国語

木曜日：5年生国語、6年生算数

所 調布ヶ丘地域福祉センター

①②共に

問 午後6時～7時30分 小学5・6年生

費 1教科月3000円（別途教材費月100円。ワーク代実費あり）

問 各教室2人以上で開講（1教科のみの受講可）

問 調布市シルバー人材センター

☎042-487-9375

ふれあいおやこ講座～こころ・ことばを育てるヒント～



問 5月29日(木)午前11時～正午 問 つつじヶ丘児童館3階プレイルーム内 問 未就学児と保護者 問 言語聴覚士から発達や関わり方の解説、保育士と一緒に体を使った親子遊び 問 当日直接会場へ 問 午前10時～正午に子育てひろばで自由遊び可 問 子ども家庭センター ☎042-441-6081

ふたご・みつごの交流会

問 6月4日(水)午前10時30分～11時30分 問 多摩川児童館 問 市内在住の生後2カ月以降の双子・三つ子と保護者（妊婦も含む） 問 申し込み順5組程度 問 問 電話で子ども家庭センター ☎042-441-6081

子どものための食事相談

問 6月6日(金) 問 ①午後1時15分～1時45分②2時～2時30分③2時45分～3時15分 問 文化会館たづくり西館保健センター1階 問 18歳未満 問 各回申し込み順2人 問 医療機関で治療中の方は要問い合わせ 問 問 電話で子ども家庭センター ☎042-441-6081

児童に関する手当・医療費助成制度

各種手当を受給するには申請が必要です。詳細は市HPなどをご確認ください。

問 子ども育成課 ☎042-481-7093、障害福祉課 ☎042-481-7089

名称	対象	概要	支給月	担当	
児童手当	子育て家庭 母子・父子家庭 母子・父子家庭 母子・父子家庭	対象/18歳に到達する日以後最初の3月31日までの児童がいる家庭 支給金額/0～3歳未満=月1万5000円、3歳以降第1子・第2子=月1万円、第3子以降=月3万円※保護者が公務員（公益法人などに派遣されている方は除く）の場合は職場で申請 ※所得制限なし	偶数月	子ども育成課	
乳幼児・義務教育就学児・高校生等医療費助成制度		対象/18歳に到達する日以後最初の3月31日までの児童（生活保護受給者や健康保険未加入者の児童は対象外） 助成内容/保険診療の自己負担分（入院時の食事療養費の自己負担分は除く） ※所得制限なし	—		
児童扶養手当		対象/18歳に到達する日以後最初の3月31日までの児童、または一定の障害がある20歳未満の児童（者）を養育している母子・父子家庭。または父母のどちらかに一定の障害がある家庭 支給金額/第1子=月1万1010～4万6690円、第2子以降=月5520～1万1030円加算	奇数月		
児童育成手当		対象/18歳に到達する日以後最初の3月31日までの児童を養育している母子・父子家庭。または父母のどちらかに一定の障害がある家庭 支給金額/対象児童1人につき月1万3500円	2・6・10月		
ひとり親家庭等医療費助成制度	障害のある児童（者）のいる家庭	対象/18歳に到達する日以後最初の3月31日までの児童、または一定の障害がある20歳未満の児童（者）を養育している母子・父子家庭。または父母のどちらかに一定の障害がある家庭（生活保護受給者や健康保険未加入者の家庭は対象外） 助成内容/保険診療の自己負担分の一部（市民税課税世帯：一割分の自己負担あり。同非課税世帯：自己負担なし。入院時の食事療養費の自己負担分は対象外）	—	子ども育成課	
特別児童扶養手当		対象/一定の障害のある20歳未満の児童（者）を養育している家庭 障害の程度/①愛の手帳1～3度程度 ②身体障害者手帳1～3級程度 ③前記と同程度の疾病または障害 支給金額/重度障害児（1級）1人につき月5万6800円、中度障害児（2級）1人につき月3万7830円	4・8・11月		
児童育成手当（障害）	障害のある児童（者）	対象/一定の障害がある20歳未満の児童（者）を養育している家庭 障害の程度/①愛の手帳1～3度程度 ②身体障害者手帳1・2級程度 ③脳性まひまたは進行性筋萎縮症の児童 支給金額/対象児童1人につき月1万5500円	2・6・10月	障害福祉課	
重度心身障害者手当（都制度）		対象/①重度の知的障害で、著しい精神症状を有する方 ②重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方 ③重度の肢体不自由で四肢機能障害の方（座位が困難な方） 支給制限/施設に入所している方、3カ月を超えて入院している方、所得が一定以上ある方 支給金額/月6万円 ※成人も対象、都の判定が必要	毎月		
障害児福祉手当（国制度）		対象/20歳未満の児童（者）で、①身体障害者手帳1級と2級程度の方 ②愛の手帳1・2度程度の方 ③前記と同等の疾病、障害がある方 支給制限/施設に入所している方、障害を理由とする年金を受けている方 支給金額/月1万6100円 ※所定の診断書が必要	2・5・8・11月		※20歳以上は他制度あり
心身障害者福祉手当（市制度）		対象/20歳未満の児童（者）で、①身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1～3度の方と脳性まひ・進行性筋萎縮症の方 ②身体障害者手帳3・4級の方と愛の手帳4度の方 支給制限/施設に入所している方 支給金額/①月7200円 ②月6000円 ※所得制限なし	4・8・12月		
心身障害者交通手当（市制度）	対象/①身体障害者手帳1・2級（聴覚障害のみを除く）の方、愛の手帳1・2度の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方 ②身体障害者手帳3級（下肢・体幹不自由又は内部障害）の方 支給制限/施設に入所している方、3カ月を超えて入院している方 支給額/①月2500円 ②月1250円 ※所得制限なし	4・8・12月			